

所沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年2月25日
所沢市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）では、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として位置づけられている。

所沢市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化に取り組むための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は令和5年度を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年度)	1,696ha	16.8ha	0.99%
目 標 (令和5年度)	1,645ha	15.3ha	0.93%

【目標設定の考え方】

令和2年度遊休農地面積16.8haから毎年度0.5haの解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ①農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施する。
- ②農地パトロールは、農地利用状況調査の実施時期にかかわらず適宜実施し、遊休農地等の早期発見に努める。
- ③農地所有者の意向を踏まえた相談や指導など、農地の利用関係の調整を行う。
- ④農地利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構との連携により農地中間管理事業の活用を促進する。
- ⑤所沢市農地サポート事業により農地の貸し付け・売り渡しの希望状況を把握し、借り受け・買い受け希望者にあっせんする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年度)	1, 6 9 6 h a	5 4 6 . 2 h a	3 2 . 2 %
目 標 (令和5年度)	1, 6 4 5 h a	5 6 1 . 2 h a	3 4 . 1 %

【目標設定の考え方】

令和2年度集積面積546.2haから毎年度5haの集積を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

- ①地域ごとの人と農地の問題を解決するため、「人・農地プラン」の見直し等、地域における農業者等による話し合いの場に積極的に参加する。
- ②市、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止や縮小を希望する農業者の農地等について、農地中間管理事業の活用を検討する。
- ③認定農業者制度の周知活動に努めるとともに、既存の認定農業者に再認定を促す。
- ④農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進する。
- ⑤所沢市農地サポート事業を活用し、農地の借り受け・買い受けの希望状況を把握し、農地の流動化に取り組む。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	経営体数
現 状 (令和2年度までの新規参入者数)	19経営体
目 標 (令和5年度までの新規参入者数)	22経営体

【目標設定の考え方】

毎年度1経営体の新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ①県、市、農業協同組合等関係機関と連携して、参入希望者を把握し、就農相談への対応、農地のあっせん、指導者の紹介等に努めるなど積極的に支援する。
- ②参入希望者の地域との受入条件を調整するとともに、参入後も継続的な支援に努める。